

議会改革推進検討委員会（R4.10月～R6.9月）における検討結果報告書

議会改革推進検討委員会（以下「委員会」という。）は、議会の行政に対する監視・牽制機能の充実に関する事項、議員の審議・政策提言能力の向上に関する事項、その他議会改革に必要な事項について調査検討を行う委員会である。

今期においては、令和4年10月の第1回委員会から14回にわたり調査検討を重ねてきたので、その議論の経過と結果を次のとおり報告する。

1 前期から引き継がれた調査検討事項等

(1) ペーパーレス会議システムについて

本市議会では、令和4年8月1日に開催された各派代表者会議において、執行部がペーパーレス会議システムを導入予定であることや、他市議会での状況を踏まえ、議会としても同システムの導入を検討していく必要があるとの合意がされている。

この合意を受け、議長から本委員会に同システムの導入について調査・検討するよう申し入れがあり、前期の委員会において検討した結果、検証に向けて、執行部における同システムの導入時期に合わせ、政務活動用として各議員が所持する既存の端末に、執行部が採用するアプリケーションを試行的に導入することが決定され、今期はペーパーレス会議システムを使用しながら、本格導入の要否、用途、ルール作り等について、調査・検討を進めることが望ましいとされた。

(2) 議会改革の取組への積極的な推進について

社会的な潮流や本市議会を取り巻く環境の変化を的確に捉えた議会改革の取組を積極的に推進し、引き続き、会派を超えて活発な意見交換を行うことができる委員会として活動を進めることが望ましいとされた。

2 今期における調査検討事項の選定

今期の調査検討事項は、前期から引き継がれたテーマ「ペーパーレス会議システムについて」に加えて、新たな検討テーマを各会派から募ることとした。

(1) 今期提案された新たな検討テーマ

各会派に今期新たに検討するテーマを募ったところ、表1に掲げる11のテーマが提案された。各会派から提案されたテーマは、関連のあるテーマをグループ化し、「広報」、「条例」、「質問・意思決定方法」、「デジタル化」、「議場見学会」の5つの共通項目に分類した。

なお、No.9の「議会のデジタル化について」の提案には、ペーパーレスに関することが含まれていたことから、前期から引き継がれたテーマ「ペーパーレス会議システムについて」を統合することとした。

表1 今期新たに検討する項目

共通項目	No.	検討テーマ
広報	1	SNSを活用した議会広報の在り方
	2	意見書案の「ほうれんそう」への記載について
条例	3	いわき市議会基本条例の項目追加について
	4	いわき市議会における議会関係ハラスメントを根絶する条例制定について
	5	いわき市政治倫理条例の制定
質問・意思決定方法	6	反問権・反論権
	7	代表質問の方法
	8	意見書案検討会での決め方
デジタル化	9	議会のデジタル化について（ペーパーレス会議システムについてを含む）
	10	オンライン委員会
議場見学会	11	議場見学会の拡大

(2) 検討テーマの協議に係る優先順位について

共通項目を検討する優先順位を決定するに当たっては、単に点数制を用いて順位付けをするのではなく、各会派においてテーマに対する考えや優先度等を整理し、委員会において、その結果を発表した上で、協議・調整を行いながら優先順位を決めることとした。

5つの共通項目について、まず「議場見学会」について、募集定員の拡大を協議し、結論を出した。

次に、「広報」の2つのテーマのうちNo.1の「SNSを活用した議会広報の在り方」については「デジタル化」へ、No.2の「意見書案の「ほうれんそう」への記載について」は「質問・意思決定方法」へ分類し直し、共通項目を3つに整理した。

その後、協議する優先度を話し合った結果、「質問・意思決定方法」を優先し、執行部のデジタル化（ペーパーレス会議システムの導入）の進捗状況を見計らいながら「デジタル化」を並行して検討を進め、それらを整理した段階で「条例」を取り上げることとした。

表2 協議する優先順位

優先 順位	共通項目	No.	検討テーマ
1	議場見学会	11	議場見学会の拡大
2	質問・意思決定方法	2	意見書案の「ほうれんそう」への記載について
		6	反問権・反論権
		7	代表質問の方法
		8	意見書案検討会での決め方
2	デジタル化	1	SNSを活用した議会広報の在り方
		9	議会のデジタル化について（ペーパーレス会議システムについてを含む）
		10	オンライン委員会
3	条例	3	いわき市議会基本条例の項目追加について
		4	いわき市議会における議会関係ハラスメントを根絶する条例制定について
		5	いわき市政治倫理条例の制定

3 今期委員会による調査検討経過等

年月日	委員会	協議事項
R4. 10. 25	第 1 回	・ 正副委員長の互選
R4. 12. 23	第 2 回	・ 前期からの引継ぎ事項について（確認） ・ 今期の検討事項について ・ 議会報告会及び意見交換会について
R5. 2. 7	第 3 回	・ 今期の検討事項について ・ 早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2022 への回答について
R5. 3. 20	第 4 回	・ 今期の検討事項について
R5. 5. 16	第 5 回	・ 「質問・意思決定方法」を協議する優先度について ・ 早稲田マニフェスト研究所の議会改革度調査 2022 の結果について（報告）
R5. 9. 27	第 6 回	・ 「質問・意思決定方法」を協議する優先度について ・ 令和 5 年度夏休みおやこ議場見学会の結果報告について ・ 会議資料のデジタル化とパソコンの持ち込みについて ・ 議会におけるペーパーレス化に向けた取組の推進について
R5. 10. 19	—	・ 正副議長への報告及び各派代表者会議への説明（議会におけるペーパーレス化に向けた取組の推進に関する協議結果について）
R5. 11. 1	第 7 回	・ ペーパーレス会議システムのデモンストレーション ・ 代表質問の一問一答方式の導入について （会派ごとに検討したメリット・デメリットの協議） ・ 令和 6 年度議会報告会及び意見交換会について
R5. 11. 30	第 8 回	・ 代表質問の一問一答方式の導入について （第 7 回委員会で挙げられたデメリット（課題）「質問と答弁の保障」、「コストアップ」について会派ごとに検討した結果の協議） ※ 調査結果：別紙 1

年月日	委員会	協議事項
R6. 1. 29	第 9 回	・代表質問の一問一答方式の導入について (各委員ごとに調査した、代表質問について検討モデルとなる事例の協議) ・議会事務のペーパーレス化について ・早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2023 への回答について
R6. 2. 9	—	・正副議長への報告及び各派代表者会議への説明（本会議等でペーパーレス会議システムを使用開始する時期、議会内部の会議で当該システムを使用し資料閲覧することについて）
R6. 3. 12	第 10 回	・代表質問の一問一答方式の導入について (三者選択制を採用している市議会の録画映像視聴に対する会派ごとの感想、分かりやすい質問・答弁方法の手法に関する協議) ・「質問・意思決定方法」の検討の進め方について
R6. 4. 23	第 11 回	・代表質問の一問一答方式の導入について (三者選択制導入にあたって会派ごとに検討したメリット・デメリットの発表及び協議) ・反問権・反論権及び意見書案検討会での決め方について ・議会事務のペーパーレス化について ・早稲田マニフェスト研究所の議会改革度調査 2023 の結果について（報告）
R6. 5. 21	第 12 回	・代表質問の一問一答方式の導入について (今期における協議結果について) ・反問権・反論権について ・意見書案検討会での決め方について ・議会事務のペーパーレス化について
R6. 6. 24	第 13 回	・議会事務のペーパーレス化について ・今期における検討結果報告書について
R6. 7. 10	第 14 回	・議会事務のペーパーレス化について ・今期における検討結果報告書について

4 今期における調査検討の結果

(1) 議場見学会の定員拡大について

おやこ議場見学会について、令和4年度に参加者を募集した際に、参加希望者数が定員を上回ったことを受け、定員を拡大することが提案された。

募集方法や予算措置等を確認し協議した結果、令和5年度から定員を拡大することを決定し、具体的な定員数や実施方法等については、議会事務局において整理することとした。

この結果を受け、令和5年5月17日に開催された各派代表者会議において、令和5年度から定員を従来の24組から48組に拡大することが議会事務局から提案され、了承された。

(2) 質問・意思決定方法について

共通項目「質問・意思決定方法」は、「代表質問の方法」、「反問権・反論権」、「意見書検討会での決め方」の三つの検討テーマから構成される。

まず、三つの検討テーマの協議を開始するに当たって、その優先度について協議した。

優先度の協議を進める過程で、協議する際の参考とするため、各検討テーマについて、導入状況やメリット（効果）・デメリット（課題）など、各会派から調査項目を募り、県内市及び中核市に対し調査を行うことを決定した。その調査結果を基に協議を行った結果、三つの検討テーマのうち、「代表質問の方法」について優先して協議を進めていくことを決定した。

また、「代表質問の方法」について協議を進める過程で、委員からの提案により、残る2つのテーマ「反問権・反論権」、「意見書案検討会での決め方」についても並行して協議することとした。

ア 代表質問の方法

現在、本市議会においては、一括質問一括答弁方式を採用している。

当該方式は質問と答弁が一方通行の状況であり、双方向の議論にならず、深い議論をすることが難しい場合がある。また、答弁が質問の順番と異なることから質問者、答弁者及び傍聴者にとって議論が分かりにくい場合があるという課題が提起された。

これらの課題を解消するために提案された方法が、一問一答方式であり、これを採用した場合のメリット（効果）とデメリット（課題）は、表3のとおり

である。

表3 一問一答方式を採用した場合のメリット、デメリット

メリット (効果)	・質問と答弁が交互に行われるため、質問者、答弁者、傍聴者にとって議論が分かりやすくなる。
デメリット (課題)	・現在の一括質問一括答弁方式は、答弁時間に制限を設けていないことから、答弁も含めた質問時間とすることによる質問時間と答弁時間の保障。 ・質問時間と答弁時間の保障に伴い、会議時間が長くなることによる人件費の増加。 ・質問時間を管理するための新たな機器導入等のコストアップ。

また、代表質問について、各委員が検討モデルとなる事例を調査した結果、分割質問方式を採用している議会があること、また、一括質問一括答弁方式、分割質問方式、一問一答方式の三者から各会派の希望により質問方法を選択する、三者選択制による質問方式を採用している市議会があることが判明した。

代表質問の方法として、今回、採用を検討した方法は、表4のとおりである。

表4 代表質問の方法

1	一括質問一括答弁	現在、いわき市議会で採用している方法。 すべての質問項目を一括して質問し、答弁も一括して答弁するもの。
2	一問一答	一つ一つの質問に対して、質問と答弁を交互に繰り返すもの。
3	分割質問	質問を複数項目に分類し、項目ごとに一括して質問と答弁を繰り返すもの。
4	三者選択制	一括質問一括答弁、一問一答、分割の三者から、各会派の希望により質問方法を選択するもの。

協議の結果、代表質問の方法を一括質問一括答弁方式から変更することについて表5の意見のとおり、一誠会、創世会、公明党の3会派は選択制への変更が必要との意見、志帥会は変更が不要との意見で全会派一致とならず、従来の一括質問一括答弁方式を継続した上で、実態等を調査し検討することを申し送

りするとの結論に至った。

表5 代表質問の方法の変更を協議した際に出された意見

代表質問の方法の <u>変更を必要とする</u> 立場の意見	・「市民に開かれた議会」を目指し、市民がより理解しやすい質問方法としたい。 ・各会派によって意見が異なるため、表4にある三者選択制を採用したい。
代表質問の方法の <u>変更を不要とする</u> 立場の意見	・いわき市議会の過去から現在までの歴史、伝統を重んじ、従来からの手法を今後も継続すべきである。

イ 反問権・反論権

現在、本市議会では一般質問において一問一答方式を採用している。

当該方式は、質問が議員側からの一方通行であるため、執行部側で議員の質問の意図等が十分に酌み取れず、質問と答弁が噛み合わない場合がある、また、議員の考えに対し執行部が反論することができず、議員と執行部による十分な政策議論がなされない場合があるという課題が提起された。

この課題を解消するために提案された方法が、反問権・反論権の導入であり、これを導入することで、執行部に議員の質問の意図をより正確に理解する権利が与えられるため、答弁の的確性が向上すること、また、執行部が議員の政策や質問に対して反論することが可能となるため、執行部と議員の政策議論がより深まることが考えられるとの意見があった。

さらに、導入の副次的効果として、執行部側に反問権・反論権が与えられることにより、議員は質問の内容等について、これまで以上に精査することが求められ、議論の質が高まることが期待されるとの意見があった。

このような調査・検討を進めていく中で、議論を整理しやすくするため、「反問権」と「反論権」を分けて議論することとした。

(7) 反問権

反問権について、各会派で想定されるメリット、デメリットについて協議した結果が表6のとおりである。

表6 反問権導入のメリット、デメリット

メリット (効果)	・ 執行部が議員の質問の意図をより正確に理解できるため、答弁の的確性が向上する。
デメリット (課題)	・ 特になし。

協議の結果、反問権の導入については、特にデメリット（課題）とされたことがなかったことから、次期委員会において具体的に検討していくことを申し送りすることとした。

(イ) 反論権

反論権について、各会派で想定されるメリット、デメリットについて協議した結果が表7のとおりである。

表7 反論権導入のメリット、デメリット

メリット (効果)	・ 執行部が議員の政策や質問に対して反論することが可能となるため、執行部と議員の政策議論がより深まる。
デメリット (課題)	・ 質問時間に制約がある中で、質問、答弁、反論を行うことが想定されるため、執行部による反論権の行使により、議員が用意している質問が時間内で完結しないおそれがある。 ・ 「政策立案とその執行を主な役割とする執行部」と「執行部の監視・牽制を主な役割とする議会」では、体制に差があることから導入に慎重になるべきである。 ・ 質問聴取（質問の前に、議員と執行部がお互いに質問の趣旨や意図を事前に確認する作業）というプロセスを経た質問が、議場においてより深い議論につながるか懐疑的である。

協議の結果、反論権の導入については、デメリット（課題）として、懸念される項目が多く挙げられ、全ての会派が、導入に慎重を期すべきとの意見であったが、次期委員会において引き続き調査を継続することを申し送りすることとした。

ウ 意見書検討会での決め方（上程のルールについて）

現在、本市議会には意見書案検討会が設置されており、各会派から提出された意見書案のうち、検討の結果、全会一致で賛成の合意に至った意見書案のみ

が本会議に上程され、可決されている。

現行の方法では、意見書を上程するまでの議論の経過が市民の目に触れることがなく透明性に欠ける。また、全会一致で賛成にならないと、上程が先送りになってしまったり廃案となってしまうものも多く、国や行政庁へ訴えるべき必要性が高い意見を届けることができないとの課題が提起された。

この課題を解消するために提案された方法が、意見書案検討会において全会一致で賛成となった意見書案のみを本会議に上程する方式から、全会一致を原則とはせず、地方自治法及び会議規則で定める人数を満たせば上程できる法定ルールにより本会議に上程する方式に変更することであった。

意見書案検討会での決め方について、各会派で想定されるメリット、デメリットについて協議した結果が表８のとおりである。

表８ 意見書案上程のルールを多数決とすることのメリット、デメリット

メリット (効果)	・ 賛否の分かれる意見書案であっても、本会議に上程すれば議会においてどのような意見書案が審議されたのか市民の目に届くこととなる。
デメリット (課題)	・ 本会議において、賛否が分かれ、採決の結果、可決された意見書を国等へ提出するとなると、その意見書が本市議会の総意とされることとの整合が取れない。

協議の結果、創世会は法定のルールにのっとり、意見書を上程すべきとの意見だったものの、一誠会、志帥会、公明党の３会派は、意見書は、いわき市議会の総意として国及び関係行政庁へ提出するものであることから、意見書案検討会において全会一致で賛成の合意に至ったものを本会議に上程すべきとの意見であり、全会派一致とならず、従来どおりの方法を継続することとした。

また、現在の意見書案検討会においては、検討の過程で、各会派の意見書案に対する賛成、反対、保留の結果のみが発表されているが、その理由を申述させる機会を設けることにより会派間の意見調整が進み、特に保留となった意見書案を全会一致とすることができるのではないかと提案があった。

この提案について協議した結果、現在の意見書案検討会において検討員が発言する機会が設けられており、その際に理由を確認することは可能であることから、新たに理由を申述させる機会は設ける必要はないとの結論に至った。

(3) 議会のデジタル化（ペーパーレス会議システムについてを含む）

執行部のデジタル化の状況を見計らいながら「質問・意思決定方法」と並行し

て検討をすすめることとした「デジタル化」については、前期においてペーパーレス会議システムの試行的導入が決定されていること、また、今期、執行部において同システムが導入されたことから、前期からの引き継ぎ事項である同システムの本格導入の可否等について、調査・検討することとした。

ア 議会におけるペーパーレス化に向けた取組の推進について

令和5年9月27日に開催された第6回委員会において、執行部においてペーパーレス会議システムの導入に向けた準備が進められていることや、議会としても同システムの試行的な導入が決定されていることを受け、従来、執行部から議会へ紙で提供されていた資料について、当面、「ペーパーレス会議システムの導入に伴い、議会への提供方法等を検討する必要のある資料（本会議の審議や常任委員会等の審査に必要な議案書や委員会資料）」、「対面により正副議長等へ説明する資料」、「執行部が紙での提供が適当と判断する資料」を除き、次の考え方により、執行部に対しデータによる資料提供の協力を依頼することについて協議し、決定した。

(7) データによる提供の判断基準

- 紙資源の削減に資するもの
- 容易にデータ化が図られる資料

(4) データによる資料提供の一例

- 執行部が策定した事業計画書の冊子
- 常任委員会や特別委員会の開催後に会派へ参考として提供する資料

この協議結果については、正副委員長より正副議長へ報告し、令和5年10月19日に開催された各派代表者会議で了承されたことから、11月2日に議長より市長へ依頼した。

なお、ペーパーレス会議システムの使用を開始するまでに、ペーパーレス会議に慣れておく必要があることから、令和5年9月27日に開催した第6回委員会において、今後開催される本委員会で、パソコンやタブレットによる資料の閲覧を基本とすることとした。

イ ペーパーレス会議システム「Smart Discussion」のデモンストレーションの実施について

執行部が導入するペーパーレス会議システムは、執行部によるプロポーザル選定の結果、事業者は株式会社F S K、システムは「Smart Discussion」と決

定された。

この選定結果を受け、本市議会において試行的に導入するペーパーレス会議システムは、執行部が採用する「Smart Discussion」となった。

また、実際に使用するシステムの概要を把握することを目的に、令和5年11月1日に事業者である株式会社F S K及びシステムを開発したキッセイコムテック株式会社によるペーパーレス会議システムのデモンストレーションを実施した。

その後、執行部においては、令和6年1月22日にペーパーレス会議システムの運用を開始するとともに、執行部が令和6年2月定例会から電子機器を議場及び委員会室へ持ち込むこと、議会側でのペーパーレス会議システムの利用開始の決定以降、紙資料に併せて、執行部から議員へ配付する議案書や委員会資料等を電子データで提供することについて、議長に申し入れを行った。

これらを受け、本市議会におけるペーパーレス会議システムの導入について、次のとおり協議等を行った。

ウ ペーパーレス会議システムの使用を開始する時期について

(7) 議会内部の会議

本会議・常任委員会等での使用が始まるまでに、ペーパーレス会議システムの操作に慣れておく必要があることから、令和6年1月29日に開催した第9回委員会において、今後開催される議会内部の会議では、当該システムによる資料の閲覧を基本とすることとした。

(イ) 本会議・常任委員会等

当該システムは、操作の習得に一定程度の期間を要すること、また、システムの有用性や使い勝手を確認した上で、正式導入の要否を判断する必要があることから、試行運用の期間を設けることとした。

試行運用は、議会内部における会議での使用状況等を踏まえ、紙資料と併用する形で、令和6年6月定例会より開始することとした。

この協議結果については、令和6年6月4日に開催された議会運営委員会です承されたことから、令和6年6月定例会から本会議や常任委員会等でペーパーレス会議システムの使用を開始した。

エ 研修会の実施について

ペーパーレス会議システムの基本的な操作方法を習得するため、令和6年4

月23日に全議員を対象とした研修を実施した。

オ 令和6年10月改選以降使用する端末について

新任期において使用する端末については、政務活動費により調達することとし、持ち運びが容易、端末の向きに合わせて画面表示の向きが切り替わる、見やすい大きさの画面、タッチペンの使用が可能、キーボードの取り付けが可能など、ペーパーレス会議システムの使用に適した端末とすることとした。

また、将来的に公費で調達する可能性を考慮し、端末のOSを「Windows」または「iOS」のどちらかに統一することについて、令和6年6月24日に開催された第13回委員会及び7月10日に開催された第14回委員会において協議した結果、新任期におけるOSは「Windows」または「iOS」のどちらかを各議員が選択することとした。

カ ペーパーレス会議システムの本格導入の時期について

当該システムの本格運用の時期については、令和6年6月定例会から開始した試行運用の状況等を踏まえ、令和6年6月24日に開催された第13回委員会において協議した結果、次期委員会において協議し決定することを申し送りすることとした。

5 まとめ（次期委員会への引き継ぎ事項）

(1) 質問・意思決定方法について

ア 代表質問の方法について

従来の一括質問一括答弁方式を継続した上で、これまで協議してきた質問の手法を取り入れることが可能か否か、実態等を調査し検討を進めてほしい。

イ 反問権・反論権について

- (ア) 反問権については、特にデメリット（課題）とされることがないとの結論に至ったことから、導入について具体的に検討していただきたい。
- (イ) 反論権については、導入には課題があり、慎重な意見があることから、引き続き調査を継続してほしい。

(2) ペーパーレス会議システムについて

ア 運用に関するルール作り等について

- (ア) 試行運用を踏まえ、運用に必要なルール作り等を進めていただきたい。
- (イ) 議会全体として紙資料の併用を止める時期について、本格運用の時期を見定めながら、円滑な運用に向けて調査・検討していただきたい。

イ 令和10年10月改選以降使用する端末について

- (ア) 令和10年10月改選以降使用する端末について、調達費用を政務活動費とするか公費とするかについて検討していただきたい。
- (イ) 公費で調達するとした場合には、新たな財源が必要となるが、政務活動費で端末を調達する必要がなくなることから、政務活動費を減額することにより、端末を調達する財源を捻出することについて検討していただきたい。

ウ 本格導入の時期について

本格運用の時期について、試行運用の状況等を踏まえ、協議し決定していただきたい。